

入 札 説 明 書

令和３年札幌市告示第157号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年３月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和３年１月14日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 中央区役所環境衛生管理業務
- イ W E S T 19 庁舎環境衛生管理業務
- ウ 消防局庁舎環境衛生設備管理業務
- エ 札幌市民防災センター・白石消防署衛生設備管理業務
- オ 中央保健センター環境衛生管理業務
- カ 北区役所及び北区民センター・北保健センター環境衛生管理業務
- キ 東区役所・東区民センター環境衛生管理業務
- ク 厚別区役所等環境衛生管理業務
- ケ 豊平区役所等環境衛生管理業務
- コ 清田区総合庁舎環境衛生管理業務
- サ 南区役所等環境衛生管理業務
- シ 西区役所、西区民センター及び西保健センター環境衛生管理業務
- ス 手稲区総合庁舎環境衛生管理業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

仕様書による。

なお、仕様書は財政局管財部のホームページからダウンロードできる。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア 令和３年４月１日から令和４年１月７日（９か月と７日）

イ～ス 令和３年４月１日から令和４年３月31日（12か月）

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物環境衛生管理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規程に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業、第 6 号に基づく建築物排水管用清掃業の登録を受けている者であること、又は同法第 12 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (7) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (8) 対象案件ごとに、業務開始時までには建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)から(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所
上記 2 に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

上記 3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア～エ：令和 3 年 2 月 9 日（火）17 時 15 分

オ～ク：令和 3 年 2 月 15 日（月）17 時 15 分

ケ～ス：令和 3 年 2 月 18 日（木）17 時 15 分

送付による場合は必着

- (3) 開札の日時及び場所

上記 3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア 令和 3 年 2 月 10 日（水） 15 時 00 分

イ 令和 3 年 2 月 10 日（水） 15 時 15 分

ウ 令和 3 年 2 月 10 日（水） 15 時 30 分

エ 令和 3 年 2 月 10 日（水） 15 時 45 分

オ 令和 3 年 2 月 16 日（火） 15 時 00 分

カ 令和 3 年 2 月 16 日（火） 15 時 15 分

キ 令和 3 年 2 月 16 日（火） 15 時 30 分

ク 令和 3 年 2 月 16 日（火） 15 時 45 分

ケ 令和 3 年 2 月 19 日（金） 14 時 00 分

コ 令和 3 年 2 月 19 日（金） 14 時 15 分

サ 令和3年2月19日（金） 14時30分

シ 令和3年2月19日（金） 14時45分

ス 令和3年2月19日（金） 15時00分

開札場所はいずれも札幌市役所本庁舎地下1階3号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年〇月〇日（〇）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(2)に掲げる受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和3年〇月〇日（〇）〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(2)に掲げる受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙2）を入札書とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示し

なければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(3)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(4) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(3)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(3)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札が無効となった者の取扱い

上記(3)又は(4)に基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙3のとおり

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

ア 提出期限

上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア～エ：令和3年1月26日（火）17時15分まで

オ～ク：令和3年1月29日（金）17時15分まで

ケ～ス：令和3年2月3日（水）17時15分まで

イ 提出先

（ア）持参又は送付の場合

上記2と同じ

（イ）電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇業務の質問について」とすること。

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次の期限までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧を供するとともに、局ホームページに掲載する。

ア～エ：令和3年2月2日（火）17時15分まで

オ～ク：令和3年2月5日（金）17時15分まで

ケ～ス：令和3年2月10日（水）17時15分まで

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。